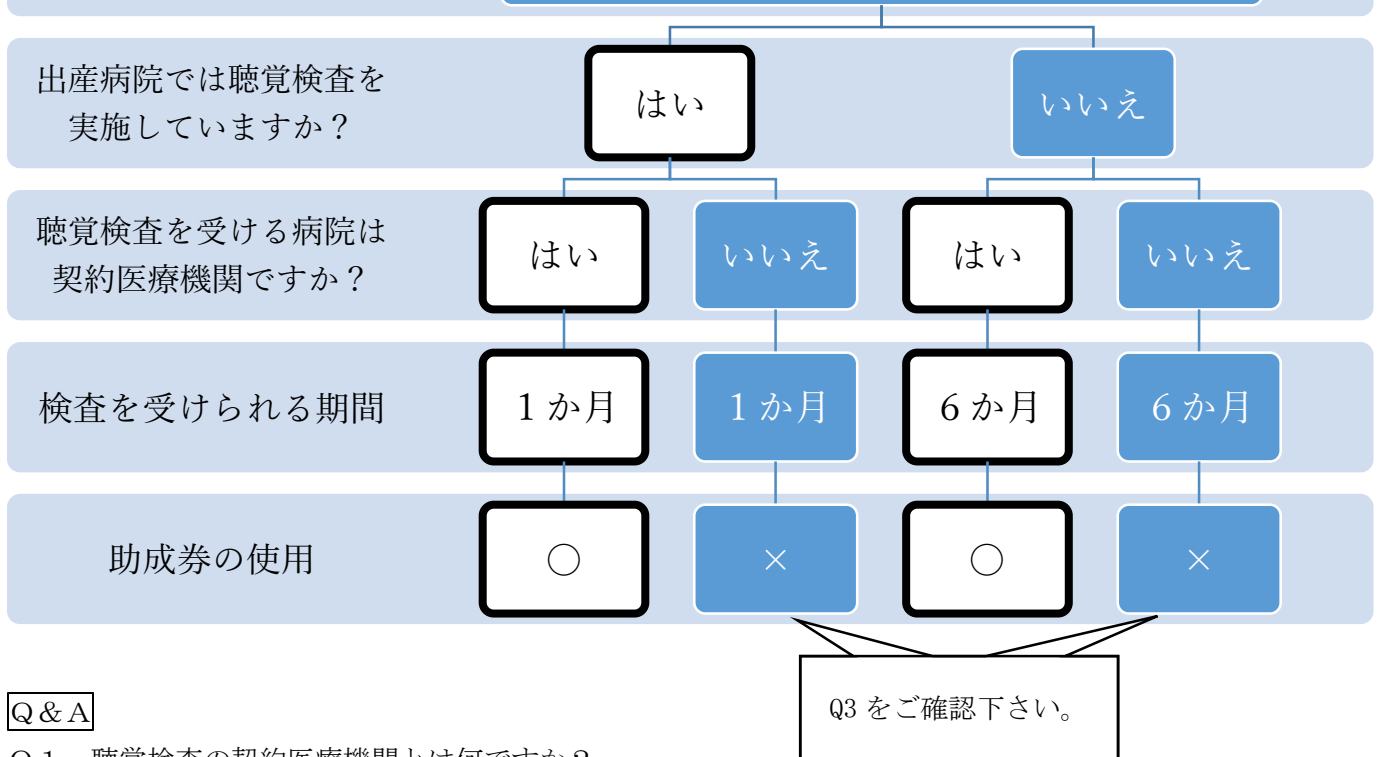


検査の前に確認しよう！！

※新生児聴覚スクリーニング検査（以下、聴覚検査という）。

検査期間と助成券が使えるかをチェック！



Q&A

Q 1. 聴覚検査の契約医療機関とは何ですか？

A 1. 聴覚検査の助成券が使える病院が契約医療機関となります。聴覚検査の助成券が使用できないと言われたら、助成券に医療機関と検査日を記入してもらって下さい。これは補助金の申請に必要となります。令和3年4月以降は随時ホームページにも掲載します。

Q 2. 未熟児ですぐには検査が受けられませんでした。その場合も検査を受けられるのは1か月までなのですか？

A 2. いいえ。先生の指示がある特別な事情（未熟児など）においては、生後6か月まで受けられます。ただし、志木市健康増進センターに一度確認して下さい。

Q 3. フローチャートで×になりました。聴覚検査は受けられないのでしょうか？

A 3. いいえ。償還払いという方法で助成金の補助を受けられます。詳しくは表面の補助金制度（償還払い）をご確認下さい。

Q 4. 償還払いとは何ですか？

A 4. 一度病院の窓口で費用の全額を支払っていただき、後日健康増進センターで払い戻しの手続きを行い、規定の額が払い戻される仕組みです。詳しくは表面の補助金制度（償還払い）をご確認下さい。

Q 5. 病院で出生後すぐに転院になりました。検査期間は1ヶ月ですか？

A 5. いいえ。A2をご確認下さい。特別な事情がある場合は生後6ヶ月まで受けられます。